

## - 1 放射性廃棄物の管理状況

### (1) 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出量

#### 実用発電用原子炉施設

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量は、全ての原子力発電所において「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に従い、施設周辺の公衆の受ける線量目標値（年間 50 マイクロシーベルト）を達成するために安全審査の段階で評価され、そのときの放出量を年間放出管理目標値として保安規定に定め、これを超えないように管理されている。

平成 15 年度の放出量は、全ての原子力発電所において放出管理目標値を下回っている。

なお、一般公衆の実効線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」等に基づき評価を行った結果、年間 1 マイクロシーベルト未満であった。

#### 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可時の審査の際に用いられた放出量を年間放出管理目標値として保安規定に定め、これを超えないように管理されている。

平成 15 年度の放出量は、ふげん発電所及びもんじゅの両施設について、いずれも放出管理目標値を下回っている。

なお、一般公衆の実効線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」等に基づき評価を行った結果、年間 1 マイクロシーベルト未満であった。

#### 加工施設

加工施設においては、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の 3 月間の平均濃度が、法令に定める濃度限度を超えないように濃度管理目標値を保安規定に定め、これを超えないように管理されている。

平成 15 年度は、いずれの四半期においてもこの濃度管理目標値以内であった。

#### 再処理施設

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量は、事業許可（設置承認）時の審査の際の周辺環境への評価に用いられた放出量を基に年間放出管理目標値を保安規定に定め、これを超えないように管理されている。

平成 15 年度の放出量は、核燃料サイクル開発機構東海事業所（再処理施設）及び日本原燃（株）再処理事業所（再処理施設）の両施設について、いず

れも放出管理目標値を下回っている。

なお、一般公衆の実効線量については、事業許可（設置承認）時の審査の際に用いられた評価方法に基づき評価を行った結果、年間 1 マイクロシーベルト未満であった。

#### 廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設

廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設においては、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の 3 月間の平均濃度を管理目標値として保安規定に定め、これを超えないように管理されている。

平成 15 年度は、いずれの四半期においてもこの濃度管理目標値以内であった。

参考として、実用発電用原子炉施設及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設について、平成 6 年度以降の各年度の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量を参考資料 1～参考資料 4 に示した。

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出放射能は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づき又は準じて測定したものである。なお、測定時において放出放射能濃度が検出限界濃度未満の場合は、表中に N.D. と表示している。